

# 熊本県公報

第12434号  
平成27年7月10日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(社会福祉課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	( 〃 )	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	( 〃 )	2
○公有水面埋立免許	(河川課)	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	4
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	5
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	5
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	5
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	6
○熊本県特定優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項	(住宅課)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課)	7
○県税の収納事務の委託	(税務課)	7
○平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務に係る統合評価一般競争入札の参加資格等	(情報企画課)	8
○道路の区域変更	(道路保全課)	8
○球磨郡球磨村の部入会林野整備整備計画の認可	(森林保全課)	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課)	9
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 )	9
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 )	9
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	(商工振興金融課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	( 〃 )	10
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	( 〃 )	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	( 〃 )	11
○特定調達契約の随意契約の相手方決定	(広報課)	11
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)	11
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 )	12
○県営土地改良事業計画の決定	( 〃 )	12
○県営土地改良事業計画の決定	( 〃 )	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○肥料登録	(農業技術課)	13
○平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務に係る総合評価一般競争入札の実施	(情報企画課)	13
○平成27年度第2回感染症発生動向調査企画委員会の開催	(感染症発生動向企画委員会)	17
○熊本県市町村職員共済組合平成26年度決算	(熊本県市町村職員共済組合)	17
○平成27年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催	(教育政策課)	19

## 告 示

### 熊本県告示第620号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三浦整形外科医院	人吉市七日町90	平成27年3月20日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
藤原クリニック	山鹿市南島387	平成27年4月1日
おおた歯科こども歯科クリニック	球磨郡多良木町多良木938-3	平成27年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおづ調剤薬局	菊池郡大津町大津字門出1207-7	平成27年6月1日

熊本県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
岩根クリニック	名 称		平成25年12月16日
	岩根胃腸科外科医院	岩根クリニック	
うしぶか心愛病院	名 称		平成27年4月1日
	牛深保養院	うしぶか心愛病院	
ましきクリニック	名 称		平成27年4月1日
	ましき耳鼻咽喉科クリニック	ましきクリニック	
	所 在 地		
	上益城郡益城町惣領1481-4	上益城郡益城町惣領1308-3	

熊本県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三浦整形外科医院	人吉市七日町90	平成27年3月19日
眼科・内科林田医院	宇城市小川町北新田564-1	平成18年3月31日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
青山歯科診療所	宇土市下網田町1937-1	平成27年3月31日
おおた歯科こども歯科クリニック	球磨郡多良木町多良木938-3	平成27年4月30日
重症心身障害児施設はまゆう療育園	天草郡苓北町志岐1059	平成27年4月1日

熊本県告示第623号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 埋立免許年月日

平成27年6月30日

2 出願者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

3 埋立区域

(1) 位置

(A区)

天草市久玉町字東添浦4840の4の地先及び4842の4の地先の公有水面

(B区)

天草市久玉町字小松崎3994の2の地先、3993の2の地先及び3993の4に隣接する無番地の地先の公有水面

(2) 区域

(A区)

次の地点のうち、1の地点から5の地点までを順次直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基点（二等三角点・戸島（北緯32度11分55.8106秒、東経130度04分41.3440秒の地点）をいう。以下同じ。）から345度46分54秒 1718.55メートルの地点

2の地点 1の地点から215度30分18秒 4.88メートルの地点

3の地点 2の地点から125度30分18秒 10.49メートルの地点

4の地点 3の地点から29度25分35秒 4.03メートルの地点

5の地点 4の地点から305度30分18秒 0.54メートルの地点

(B区)

次の地点のうち、1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基点から345度42分19秒 1702.84メートルの地点

2の地点 1の地点から35度30分18秒 3.02メートルの地点

3の地点 2の地点から305度30分18秒 10.52メートルの地点

4の地点 3の地点から215度30分18秒 6.41メートルの地点

(3) 面積

(A区) 42.78平方メートル

(B区) 41.51平方メートル

(合計) 84.29平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

天草市久玉町字東添浦4862の2、4862の3、4851の1、4851の2、4850の1、4850の3、4850の2、4849の1、4849の3、4849の2、4848の1、4848の3、4848の2、4853の2、4864、4847、4846の1、4846の3、4846の2、4854、4845、4843の1、4843の3、4843の2、4844の2、4842の5、4842の4、4839、4842の1、4842の6、4840の4、4838、4841、4840の3、4840、4840の2及び4836の2並びにこれらの地域に隣接介在する水路及び無番地の地内、同町字小松崎3978の2、3988の1、3990の1、3991の1、3992の1、3993の1及び3993の4に隣接する無番地の地内、同町字小松崎3978の2、3988の1、3988の4、3988の2、3978の1、3988の3、3990の1、3990の2、3991の1、3991の2、3992の1、3992の2、3993の2、3985の2、3993の1、3993の4、3994の2、3993の5、3994の1、3993の3、399

5、3997、3998の2、3996及び3997の2の地内並びにこれらの地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次直線で結んだ線及び17の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から345度47分32秒 1610.99メートルの地点
- 2の地点 1の地点から71度58分39秒 6.72メートルの地点
- 3の地点 2の地点から47度05分43秒 4.85メートルの地点
- 4の地点 3の地点から37度35分46秒 93.80メートルの地点
- 5の地点 4の地点から29度53分28秒 7.81メートルの地点
- 6の地点 5の地点から324度07分16秒 18.11メートルの地点
- 7の地点 6の地点から308度11分58秒 19.65メートルの地点
- 8の地点 7の地点から333度51分05秒 27.07メートルの地点
- 9の地点 8の地点から312度05分21秒 12.56メートルの地点
- 10の地点 9の地点から279度57分40秒 49.72メートルの地点
- 11の地点 10の地点から242度10分21秒 48.16メートルの地点
- 12の地点 11の地点から199度41分46秒 41.17メートルの地点
- 13の地点 12の地点から113度08分36秒 23.94メートルの地点
- 14の地点 13の地点から150度00分07秒 17.18メートルの地点
- 15の地点 14の地点から136度09分25秒 29.23メートルの地点
- 16の地点 15の地点から142度48分50秒 41.93メートルの地点
- 17の地点 16の地点から157度20分37秒 7.85メートルの地点

(3) 面積

13,094.63平方メートル

5 埋立地の用途  
道路用地

熊本県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字産ノ平1400番2、1478番1、1487番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字産ノ平1400番2・1478番1・1487番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山278番1、279番、280番1、292番2、又295番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山278番1・279番・280番1・292番2・又295番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第626号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨字高城961番3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高城961番3（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第627号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字梅ノ木822番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第628号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字大利字山中北向779番・780番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、781番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山中北向781番1（次の図に示す部分に限る。）、779番、780番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

て縦覧に供する。)

熊本県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字大利字大利北向1412番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大利北向1412番3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第630号

熊本県特定優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県特定優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項  
熊本県特定優良賃貸住宅制度要項（平成8年熊本県告示第205号）の一部を次のように改正する。

第9中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第9第1号を次のように改める。

(1) 公社

第9に次の1号を加える。

(3) 賃貸住宅の管理を業務として行う民間法人で、原則として宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する宅地建物取引業者の免許を有し、次に掲げる基準に該当する者

ア 賃貸住宅の管理の経験を3年以上有していること。

イ 耐火構造又は準耐火構造の賃貸住宅を原則として100戸以上管理していること。

ウ 経営の内容に関し、次の要件を満たすこと。

a 過去5年間、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。

b 直近の決算期における資本の額が300万円以上であること。

エ 賃貸住宅の管理業務の実施体制に関し、次の要件を満たすこと。

a 賃貸住宅の管理業務に関する専門体制を有すること。

b 賃貸住宅の管理戸数に対応した相当数の人員を有すること。

c 賃貸住宅に係る次の業務を行っていること（当該業務を関係会社等に再委託して行わせている場合を含む。）。

(a) 入居者の募集に関する業務

(b) 賃貸住宅の契約の締結及び更新に関する業務

(c) 家賃、共益費等の収納及び改定に関する業務

(d) 入居者の未納金の催促及び徴収に関する業務

(e) 賃貸住宅の維持及び管理に関する業務

オ 県内に事務所その他の賃貸住宅の管理のための必要な処理を速やかに行うことができる場所を有していること。

第14第1項中「入居者の資格審査及び選定を公社に委託しなければならない」を「入居申込者又は入居者が、供給計画に規定する入居者資格を具備するか否かについて審査するものとする」に改める。

第14第2項中「公社」を「一般賃貸人」に改める。

第14中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別記第8号様式中「311,000円」を「158,000円」に、「311,001～420,000円」を「158,001円～259,000円」に、「420,001～576,000円」を「259,001円～487,000円」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第631号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
熊本調剤薬局津久礼店 菊池郡菊陽町大字津久礼869番地2	平成27年7月1日
おおづ調剤薬局 菊池郡大津町大津字門出1207番7	平成27年7月1日
ゆうば薬局 八代市花園町7番地16	平成27年7月1日

**熊本県告示第632号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により次のとおり個人の事業税、不動産取得税及び自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ	平成27年7月1日から 平成28年6月30日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗又は 加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グローサースチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地	同上	同上
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上

熊本県告示第633号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項  
平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「情報処理業務」、詳細業種が「情報システム全般の設計、維持管理」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成27年7月21日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字石井 1872番7地先から 同所 1887番4地先まで	前	7.9 ～ 13.4	274.3	道路改良
			後	8.0 ～ 47.3		

- 2 区域を変更する期日 平成27年7月10日

公 告

熊本県公告第463号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）



第11条第1項の規定により球磨郡球磨村の<sup>しとみ</sup>蒞入会林野整備組合代表者<sup>しとみ</sup>蒞正勝から申請があった蒞入会林野整備計画を平成27年6月30日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 熊本県公告第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営秋津地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営秋津地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所、益城町役場

#### 熊本県公告第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
あさぎり町役場

#### 熊本県公告第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鏡町塩浜地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営鏡町塩浜地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器光の森店  
菊池郡菊陽町光の森七丁目47番3ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日

- 平成21年4月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (承継前) 株式会社ベスト電器  
 代表取締役 有菌 憲一  
 福岡市博多区千代六丁目2番33号  
 (承継後) 東京センチュリーリース株式会社  
 代表取締役 浅田 俊一  
 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
 4,022平方メートル
- 5 届出年月日  
 平成27年6月22日

**熊本県公告第468号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
 平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ベスト電器光の森店  
 菊池郡菊陽町光の森七丁目47番3ほか
- 2 変更した事項  
 (1) 大規模小売店舗の所在地  
 (変更前) 菊池郡菊陽町津久礼66-1-1ほか  
 (変更後) 菊池郡菊陽町光の森七丁目47番3ほか  
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社ベスト電器  
 代表取締役 有菌 憲一  
 福岡市博多区千代六丁目2番33号  
 (変更後) 株式会社ベスト電器  
 代表取締役 小野 浩司  
 福岡市博多区千代六丁目2番33号
- 3 届出年月日  
 平成27年6月22日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課  
 平成27年7月10日から平成27年11月10日まで

**熊本県公告第469号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。  
 平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイソー熊本大津店・a uショップ大津店  
 菊池郡大津町大津字鍛冶ノ上1294番1ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日  
 平成23年1月13日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号
渡邊 建訓 菊池郡大津町大津1009番1	

- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
 1,550平方メートル
- 5 届出年月日  
 平成27年6月23日

熊本県公告第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイソー熊本大津店・a uショップ大津店  
 菊池郡大津町大津字鍛冶ノ上1294番1ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
 (変更前) ダイソー熊本大津店・スーパーカーポイント熊本  
 (変更後) ダイソー熊本大津店・a uショップ大津店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	同 左
株式会社カーポイントホールディングス 代表取締役社長 佐藤 聖次 神奈川県厚木市酒井3151番地	株式会社大公 代表取締役 江藤 裕 熊本市北区龍田町弓削952-7

- 3 届出年月日  
平成27年6月23日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局振興課  
平成27年7月10日から平成27年11月10日まで

熊本県公告第471号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年7月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの定着推進」業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県知事公室広報課企画・広報班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社電通九州  
熊本市中央区花畑町10番34号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,970,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,368,148円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大久保地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営大久保地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
多良木町役場

**熊本県公告第473号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（寺中工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央南地区（寺中工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第474号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営松の木堰地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営松の木堰地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第475号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第一海路口地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営第一海路口地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年7月13日から平成27年8月10日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第476号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本県荒尾市大島字新四ツ山1734番1の一部、同1734番2、同1735番2、

- 同1736番4、同1738番2、同1739番、福岡県大牟田市四山町100番1の一部及び101番10  
47, 779.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
岡山県岡山市南区妹尾3273番地の3  
株式会社クリーン発酵九州

**熊本県公告第477号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字沖野5684番1、同5684番3、同市須屋字木原野2359番3の一部及び里道の一部  
3, 640.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区鶴羽田一丁目12番24号  
有限会社菊南プラザ不動産

**熊本県公告第478号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字拾八町2217番19  
1, 432.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市

**熊本県公告第479号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1471号	混合有機質肥料	三成1	窒素全量：3.0 りん酸全量：3.0 加里全量：3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町555番地	平成27年7月2日

**熊本県公告第480号**

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成27年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称  
平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部署  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2145  
 ファックス番号 096-381-8211
- (3) 業務委託の内容  
 平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務に関する仕様書による。
- (4) 委託期間  
 契約締結の日から平成28年3月27日まで
- (5) 納入場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課（サーバ室）
- (6) 入札金額  
 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (8) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- (9) 低入札価格調査の設定  
 この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (10) その他  
 ア 本競争入札は、紙入札案件である。  
 イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「情報処理業務」、と詳細業種が「情報システム全般の設計、維持管理」に登録されている者であること。また、入札参加資格を有している者で、次のアからエまでのとおり受け付ける。内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間  
 公告の日から平成27年7月21日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法  
 イの提出先へ入札公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- (2) 提出方法  
 (1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
 公告の日から平成27年8月6日（木）午後5時まで
- (4) 提出先

- 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
確認結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
  - (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年8月6日(木)午後5時まで受け付ける。
  - (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年8月19日(水)午後5時まで行う。
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時 平成27年8月20日(木)午前10時
    - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
    - ウ 入札書の提出方法  
入札書(代理人が入札するときは委任状)をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年8月19日(水)午後5時(必着)までに1 (2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
  - (4) 開札の方法  
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で行う。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のア更及びコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 入札書に記名押印を欠く入札
    - エ 金額を訂正した入札
    - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - カ 明らかな連合によると認められる入札
    - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
    - ク 2以上の意思表示をした入札
    - ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
    - コ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (8) 落札者の決定基準  
平成27年度熊本県団体内統合利用番号連携サーバシステム構築業務に関する入札説明書による。
  - (9) 落札者の決定方法
    - ア 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための提案書を受け付け、評価を行う。
    - イ 提案書の内容を審査し、入札説明書に添付する「落札者決定基準」の各項目の評価に依り、800点の範囲内で評価点(以下「技術点」という。)を与える。
    - ウ 入札価格については、「200点×(1-入札価格×1.08/予定価格)」により換算し、200点の範囲内で入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)を与える。ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者としな。なお、価格点の計算における小数点は、途中の計算では小数点以下第3位で、最後の価格点を求める際には、小数点以下第1位で、四捨五入するものとする。
    - エ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。
    - オ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高

- い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係ない県職員にくじを引かせるものとする。
- カ 本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、技術点と価格点の合計点が最も高かった者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班  
電話番号 096-333-2145  
ファックス番号 096-381-8211
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment:  
Development of Kumamoto Prefectural Individual Identification Number Management System
- (2) Date and Place for tender:  
Date: 10:00 a.m. August 20, 2015  
Place: Bid room of Civil Engineering Administration Division, Basement  
1st floor of Kumamoto Prefectural Government Main Building
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2145
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen



**登載依頼****熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号**

平成27年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年7月10日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 高 木 一 孝

- 1 開催日時  
平成27年7月15日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題  
平成27年6月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話096-333-2240）

**熊本縣市町村職員共済組合公告**

熊本縣市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年7月10日

熊本縣市町村職員共済組合  
理事長 田 嶋 章 二

## 損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資
収							
負担金		18,457,756		219,632	195,885		
短期負担金	6,548,583						
介護負担金	513,545						
掛 金		10,470,710			188,834		
短期掛金	6,204,720						
介護掛金	513,461						
短期任意継続掛金	170,735						
介護任意継続掛金	17,864						
組合員貸付金利息						123,775	
受託商品手数料							46,684
連合会からの交付金	979,849			73,062		565	
利息及び配当金			93,106	106	96	285	10,757
短期利息及び短期配当金	267						
介護利息	9						
その他収入	16,218			133	26	22	15,898
他経理から繰入				40,471			
前年度繰越支払準備金	1,025,758						
前期損益修正益	66				1,248		
計	15,991,074	28,928,466	93,106	333,403	386,087	124,647	73,338
支							
給付金	6,815,617						
役員給与				136,658	20,106	13,077	21,077
厚生費				173	338,653	20	30
特定健康診査等費					13,896		
旅費・事務費				18,723	4,307	3,410	3,409
委託費				8,338	3,306	315	162
賃借料				16,623	3,741	3,495	4,876
普及費				5,315	89	925	374
負担金				25,472	3,729	2,650	7,144
負担金払込金		18,457,756					
掛金払込金		10,470,710					
貸倒引当金繰入							7,765
支払利息			93,106			81,367	6,604
老人保健拠出金	74						
退職者給付拠出金	479,294						
前期高齢者納付金	3,268,522						
後期高齢者支援金	2,406,067						
介護納付金	997,109						
連合会分担金					5,488		
事務費負担金払込金				97,568			
連合会払込金	164,669					7,037	
連合会拠出金	613,947						
連合会返還金							
貸付債権保全金							
他経理へ繰入	40,471						
その他支出	8,350			3,821	161	388	6,200
次年度繰越支払準備金	1,052,146						
前期損益修正損	46				1	18	
固定資産除却損							
計	15,846,311	28,928,466	93,106	312,690	393,478	112,702	57,640
控引当期利益金又は当期損失金(△)				20,713	△7,391	11,946	15,699
差引当期経期利益金又は当期経期損失金(△)	97,818						
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	46,945						

## 貸借対照表の要旨

資	流動資産	1,778,062	900	241,513	598,676	415,778	432,029	469,017
産	固定資産			3,924,172	19,229		4,227,177	
	資産合計	1,778,062	900	4,165,685	617,905	415,778	4,659,206	469,017
負	流動負債	622,151	900		2,969	48,732	110	79,988
債	固定負債	1,052,146		4,165,685	194,113	39,849	3,449,623	266,640
	負債合計	1,674,297	900	4,165,685	197,082	88,581	3,449,733	346,628
純	利益剰余金(欠損金)	103,765			420,823	327,197	1,209,473	122,390
資	純資産合計	103,765			420,823	327,197	1,209,473	122,390
産	負債・純資産合計	1,778,062	900	4,165,685	617,905	415,778	4,659,206	469,017

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

**熊本県教育委員会公告第16号**

平成27年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について  
平成27年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催  
します。

平成27年7月10日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時  
平成27年7月13日（月） 午前9時30分から午前11時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館8階 職員研修室
- 3 議事  
(1) 第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について  
(2) 熊本県教育委員会の点検及び評価（平成26年度対象）について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において  
受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育政策課  
(電話 096-333-2673)